

平成18年度知床国立公園利用適正化検討会議

第3回先端部地区・第4回中央部地区作業部会及び第3回検討会議

平成19年3月1日 11:10～15:45

釧路地方合同庁舎会議室

開 会

あいさつ 環境省釧路自然環境事務所長

議 事

〈先端部地区作業部会〉

資料説明（事務局）

◆参考資料1「平成18年度知床国立公園の利用について」

◆資料1「先端部地区における利用ルールの運用について」

別添「先端部地区利用の心得（試行版）案

（座長） 今説明のご質問なりご意見ありましたら。

（知床財団） 大きく二つある。一つは利用の心得と調整に関する基本的な考え方が今回初めてこの検討会で示された。

現場としては利用の調整が法的にも実現できようになったという説明が数年前からあって、将来的には特に先端部地区は基本計画に示しているように、きちんと良質な自然環境を守る、国民に知床ならではの他では絶対体験できないような良質な体験を提供していくという両立を図る事を目指す方向性をだしているし、その手法として「利用の調整」という事が非常に有効に機能すると期待していた。

これまでは曖昧な中で申し合わせとか、指導で利用者の問い合わせに答えるのに大変苦労していた。羅臼側も同じだと思う。利用調整の仕組みが出来て、これが基本計画に基づく方向性で展開されていけば非常に良い事になると期待していた。

今回の話を聞くと、全域ではなく特に問題の生じている所だけ利用調整の仕組みを設定して、今検討している「利用の心得」はお願いベースにすぎない、それは全域にあるが特に問題のある所のみ根拠のある法的な「利用の調整」にするという考え方、これは非常に残念。

曖昧な中でやってきた現場としては、なぜ全域がきちんと「これは良い」「これはだめ」とはっきりものが言えるような仕組みに展開できないか。「利用の調整」の中で部分的やるとなると、利用の調整地区については法的にだめな所と良い所にはっきりするが、全域でなく部分的だと境界線の取り方によっては非常に利用者に解り難い。どっからどこまで良いのか、法的にだめな事をやっている人を見つけたとしても本当にその地区なのかははっきりしづらい。全域だとはっきり言えるが現場の運用がしづらい。

もう一点、利用の心得を試行的に展開していく「平成19年度試行版」の運用、これは非常に大きな方針転換になる。昭和59年から申し合わせで曖昧な指導にすぎないが「立ち入りをしないでください」と言ってきた経過がある。さらに昨年は「立ち入り自粛要請」というのがある。今度は「利用の心得」に従って「入るなら入る」形になる。いくら行政サイドが自粛を言っても、一般の利用者からすれば今までだめと聞いていたが「利用の心得」を守れば良いのかと取ってしまい、今まで以上に入る人が増える可能性がある。「利用の心得」守ってもらうパンフをどうするのか考えを聞きたい。

今現在は巡視が行われているがたった年一回、一日だけ。しかも通常夏の終わり頃人が居なくなった頃ようやく行われている。さきほど巡視の際に人に会わないと言う話があったが、それは当たり前で人が居なくなってから行っていたら合わない。そんな状況である。ほかに知床財団で委託を受けて一週間から十日位お盆のシーズンにパトロール入るがそれも非常に限界ある。それらの中で実際に「利用の心得」が守られるのか、守ってもらうように指導する事をどうするか聞きたい。

(座長)

今の件について。

(事務局)

いくつかご指摘、ご質問がありましたが「利用の調整」自体が全域に掛かっていくか、そうではないかという事について、私どもがきちんと説明した事がなかったのは反省すべきと理解している。

具体的に検討が始まった段階では制度的な担保がなかったが、多くの方々が具体的な「利用の調整」の法的な担保としては、自然公園法に基づく調整地区を想定していて、私どもも具体的な担保だと考えている。

自然公園法に基づく利用調整地区を考えると、当然ながら法に基づく指定の要件があり、それは利用者による風致景観に及ぼす影響を回避する目的で、例えば原生的な自然環境の場所に対して科学的知見に基づいて客観的な根拠に基づいて、例えば植生の荒廃とかが認められる地域について指定するものである。当然要件に当てはまれば必要に応じて指定していく事になるが、指定により罰則を伴う制限が掛かるので、根拠のない場所について厳しい規制を掛けるのは現実には難しいし、適切ではない。

具体的に境界の取り方等によって、利用者に対して非常に分かり難くなってしまふ恐れがあるというのは非常に重要なご指摘だと考えている。実際に先端部地区に行こうとする方が法的な規制が掛かるか、掛からないのか、判断ができないような「利用調整」指定の仕方というのは、実際に現場で対応ができなくなる事も有り得ると思うので、科学的根拠と合わせて十分に検討していかなければいけないと考えている。その場合具体的な区域だけではなくその区域に対して利用していく区部の中身とか、そのコントロールをどこで誰がやっていくのかを含めて十分な調整が必要である。

「利用の心得」についての法的な担保の事では、完全にコントロールするには物理的にコントロールするか、法的にコントロールするのかの二つしかないと思う。今の所、物理的コントロール手法がない中で、可能性があるのは「利用の調整」を適用している範囲における法的な規制条件を守って利用する方であれば入

っていけないという事で、制度上はそれが担保になるが、実際にチェック機能が働くかどうかを踏まえて考えると、それだけで先端部地区利用全体を適正な状態に確実にコントロールするのは難しい。

元々制度的な担保等がない中で、知床の先端部地区の望ましい利用の在り方を検討して関係者で対応していく必要があるという前提で始まっている検討だから、制度的な担保等のない場所においても「心得」を出していくという事は、例えば出会った人同士がお互いに注意するなどでも活用できるし、それでも不十分なケースもあると思うが色々な形で今ここにお集まりの方々の合意のもとに、適用していくのが本来の利用の心得の姿であろうと思うし、その中で法的コントロールができるものについては、行っていく事になると考える。

(座長)

他のご意見がある人。

(中易委員)

資料1の三枚目の、現在・19年・20年の色分けした部分だが、これによると先端部に立ち入りが許される所と立ち入りできない所で完全に区別するのか。この議論をした当初は全面的に岬には入れない、利用調整地区に指定することによってお金(認定料)を払えば入って行けると誤解のないようにする前提だったが、しかしこれでは行ける場所が増えたという誤解が出てくる気がする。法的担保が無いからどうしようもないと聞こえる。指導行政の分野もあるので、法的担保が無いのでというやり方では今までの議論を短絡的にまとめ過ぎでは。これでやるというなら、そのやり方もあるが今までの先端の取り扱いの様を踏まえてくれば簡単に割り切っているのか。

(事務局)

かなり経緯のある話で昭和59年申し合わせ事項の「岬への立ち入り」だがこれは動力船による上陸利用に対してコントロールする趣旨でつくった申し合わせで、例えば徒歩利用に関しては具体的にはこちらのメッセージが無かった。その中で「利用の心得」も平行して検討して、昨年4月には先端部全域について当面の立ち入り自粛要請という形でやっているが、実際先程説明したが自粛要請を出していても先端部地区における利用は依然としてある。

利用の心得(案)にも書いてあるが先端部地区での積極的にだれでもが気軽に利用できるような場所を想定している訳ではないから、公園計画や施設整備等も利用を前提したものは環境省としてもしていないし、これからもしていく予定はない。そういう場所において全域の自粛要請が一番簡単だが、具体的に入っていく場合の守るべき事を心得として検討してきているので、これについて何も動かして行かないのは良くない。試行する中でより完成度の高いものにして、具体的に動かしていく時期に来ている。

より具体的なメッセージを発していけないと考えている。「立ち入り自粛要請」が「利用の心得(試行版)」に移った段階で、どうぞどんどん来て下さいということではない。

(座長)

図をめぐっての議論。立ち入り自粛要請の枠が小さく書いてあるが、かえって誤解を受けるのでは。分かりやすくする為に書いたのだろうけど。スケジュール的に書いて良いのでは。「立ち入り自粛要請」、「利用の心得(試行版)」をその次の段階でやる。20年以降は「利用の心得」を完璧なものにして、またその時エリアが変わってくるかもしれないがタイムスケジュール的な方が。

この図は、親切なようでもかえって誤解されるかもしれないと思う。立ち入り自肅区域がだんだん拡がっていくのなら、これからそのようになるかと思うが、逆に縮まったイメージでとらえられてしまう。それはスケールが全てではないと思うが、皆さんそのようにご覧になってないですか。

(事務局) 真中の図が誤解を招きやすい。将来的に法的に利用の調整はかる部分は特に立ち入り自肅を強く要請するのであって、外側のラインは立ち入りの自肅は基本的に自主ルールとして守ってもらうラインである、というような強弱があると考えていただいたら。

(座長) それを分かるようにしてくれたら。

(事務局) 将来的に法的な担保をとるエリアは要件が決まっているので、法的な部分については小さくなるが、全体には今まで通りに自肅のお願いはしていないという考え方で。

(座長) この図は見直したら良いかも。

(事務局) 修正します。

(知床財団) 今の議論を聞いてまだ委員の間、事務局、知床財団、考え方に大きなずれがあると思う。

基本方針の中で明確に打ち出しているのは「原生的な自然環境をきちんと保全する」、「ヒグマの棲み家にお邪魔する」という事をテーマにして、限定的かもしれないが今まで曖昧のままに入って良いのかよく解らなかつた所に、ルールを守れば入る事も可能です。場所によってここはだめだと色々あると思うが、基本的には「ヒグマの棲み家にお邪魔する」ことで「知床ならではの体験を国民に提供する」、その二つだと。守る事と提供する事。

いつまでも先端部は立ち入り制限するのでは、とそういう議論が噛み合わずにつづいている。基本計画の基本方針にきちんと立ち返ってもらう、でないといつまでたっても。

(新庄委員) ①は現在の状況で、②平成 19 年度は立ち入り自肅要請が全体に掛かり、破線での「立ち入り自肅要請」は利用調整候補地の為の調査地、利用調整に決める為の調査をしなければならない所。科学的に調査をしなければならない所。

それをやった後に必要であればそこが利用調整の地域になる。全体は立ち入り自肅要請が全部に掛かっていて、そこに利用の心得が全部掛かる。内外に係わらず全部掛かる事になると理解した。

同時に「利用の心得」については細かく記述したが、今までの議論にあったように「利用の心得」をどういうふうに普及していくのか、どういうふうに「利用の心得」を履行していくのか、という手法について明らかにする項目が是非必要だと思う。その為にはこういうシステムでやる、この方法を生かす、その成果をモニターするとか、手法について加える事で「利用の心得」の効力を発揮させる。

(中川委員) タイトルが誤解を招くのでは。利用のルールや利用の心得になっているが、先端地域については立ち入りの心得、立ち入りのルールではないのか。それで中身をかなり理解されやすい、誤解を招かないのでは。中央は利用のルールでいいかもしれないが先端部はそのような考え方の方が良いのかと。

(斜里観光協会) 19 年度の自肅要請は具体的な地域に限ってこのような形で実効するが、20

年以降具体的に担保する形として、利用の調整の量を調整する事が具体的な担保になると思うが、現実に利用の調整する為の、量の調整、量を適正化するその為の方策、枠組みがどういうイメージで描かれているのか見えない。19年度ある程度「心得」の形を作って、具体的にするために量をどう適正化するのか、量を適正化する為の方策というイメージはどうか。

(事務局)

検討会議の中で利用調整地区そのものについての検討はしないという前提でこれまで議論してきたが、自然公園法による利用調整地区の範囲で言うと、量のコントロールの部分では具体的イメージとして、例えば入れる期間、もしくは入れる事を制限する期間等を定めて一度に何人までとか1パーティーは何人以下にするとの制限が制度上は可能。具体的に入る際の手続き、入る際に他にやっではいけない事とか制度上整理をする事が可能だが、法に基づいてという事になると例えば、案について関係行政機関と調整をしたり、パブリックコメントを行ったり周知期間を設けたりという中で具体化していく訳だが、これまで検討してきたような利用者問題が生じている場所をどのように守らせるか、その制度の中でコントロールできるものは具体的にその制度の規制として具体化していく事になると思う。

この検討会議の中ではその部分に限らず本来望ましい利用の在り方について検討してきたと思うし、これからも検討していく必要があると思う。

(小林委員)

先端部については基本的に一般利用ではない、限定した利用である。受け止め方として、ある人は一般利用として利用を考えているし、ある人は限定した利用という概念で利用を話している。これが誤解を生んでいると思う。先端部についてはこれまでの議論を踏まえるとリミテッドユース見たいな形で限定した利用を前提にして考えるという事ははっきりとすることが大事と思う。この辺が中川さんの言ったような立ち入りの心得を我々も受け止めるが、まさしくそれは限定した利用を前提に先端部の利用がある訳で、五湖のような一般利用を想定して考えられてない事を確認した方が良いと思う。

(座長)

それぞれに若干ニュアンスが違うが、小林さんがまとめたような考え方で進めば良いのでは。言葉使いや絵が一人歩きしては良くないので修正を含めてという事で。

次に先端部地区利用の心得について説明を受けたい。

(事務局)

資料1 別添についての説明。

(座長)

説明についての質問は。

(知床財団)

河口部サケ・マス釣りに関する所だが、当面羅臼町遊漁船組合自主ルールを運用するとあるが、これは羅臼側のルールであって斜里側のサケ・マス遡上する川は今営業的には行われていないが、個人的にはやっているものがあるので、斜里側についても記述を加えておく必要があると思う。

斜里側については漁業協同組合の意見をいただければと思うし、斜里側のほとんどの海岸は特別保護地区で船を浜に乗り上げて上陸させるのは厳密には法的にも問題があるかも知れない。斜里側はだめだという記述を明記していたほうが良いのでは。

羅臼側について、この問題は非常に微妙なものがあるが、先端部地区の基本

計画、基本方針の中で明確に動力船による上陸利用はこの地域に相応しい利用形態とはいえない、従来の「上陸利用は認めない」と規制を徹底・強化すると明記してある。一方でこれまでの議論の中で、河口部に渡船によって上陸して行うサケ・マス釣りは、知床ならではの自然体験の一つであるとされている。両方緩和しないといけない。その辺を考えると自主ルール4箇所もというのはいかがなものか。今後細かく検討だと思うが、自主ルールがそのまま既成事実としてしばらくの間いってしまうのはどうか。

将来的に限定利用として他の事業者やシーカヤックなどにはかなり厳密な利用の制限が求められると思う。一方で歩いていたら何十人も釣りをしている。しばらく行ったらまた釣りをしている。そんな所が4箇所も5箇所ある状況で国民の理解を得られるのか。「利用の心得」運用の開始にあたって、もう少し全体的な調整の中で慎重な検討が必要なのかと思う。

(座長) 他にいかがか。

(中易委員) [様式-3]帰着報告書でここに「他の利用者に関する事項」とあるがどのような事を想定しているのか。

(事務局) 先端地区はそれほど多くの人が入り込む場所ではないという事で、他の利用者を見た場合、例えばすれ違ったとかどういう行為をしていたなどの情報を現地調査で逐一確認する事が難しいので、利用者から情報をいただく事によって今後の管理に参考にするというような趣旨で盛り込んでいる。もし書く人に伝わらないようであれば少し説明加える事が必要かもしれない。

(中易委員) まず一つは、これは見ても何を書くのか解らない。それと今言った主旨については前にも議論したが、ここまでは必要ないという事で削除したと思うのだが。

(事務局) 例えばこれは義務ではないので「協力出来る範囲で」と書くとか。

(座長) 書き方の説明の所に他の利用者に出たら書いて下さい、その他の所に書いて下さいとその程度で良いかもしれない。特別に情報を求めている訳ではない。

(事務局) 利用者の情報は非常に重要な情報であるので、義務では難しいので出来る限りこのような形でも幅広く情報を集めたい。少し改善を検討する。

(座長) 表現を考えた方が良くと思う。他にいかがか。

(小林委員) 2ページ目の利用心得「1.基本原則」について、そろそろ議論を整備する必要がある。「(3)自己責任」について、一人歩きする可能性があるのできちんと定義をしていく必要がある。「自己責任」の扱いは、人によって受け止め方が違うと相当ややこしい物になる。きちんと定義して、どういう条件の時から自己責任になるのか明確にしておかなくては、受け止める人によって問題になる。ここで議論するものではなく本庁でも議論して欲しいが、一方的な責任の問題か、それとも他の責任で言っているのか、受け止め方でかなり変わってくるのできちんと明確にしておかないと議論が先に進まないと思う。

一般の利用を認めてないから限定された利用、危険性が高い所に入っていく利用だからその意味でも自己責任になるのだが、明確にしておくことが後々良いと思う。

もう一つ係わってくるのは利用の心得をバックアップするとしたら、危機管理対策はどうするか、行政としてきちんとやってもらいたい。事故発生時の対応はどう

なっているという話。万が一、事故が発生した場合に例えば心配されているヒグマもの問題があるが、ヒグマの人身事故がおきた場合それは本人の自己責任になる。つぎにけが人の搬出は誰がやるのか。自分でやるのか。あるいは一度人を襲ったクマの扱いはどうするのか。これは別の次元の話だと思う。利用の心得としてこういった事を表記するのであれば、当然危機管理対策の部分は考えていく必要があるのではないか。これをまったく抜きにして利用の心得だけにはならないのではないか。もちろんこの文面に入らないが、事故発生時の迅速な対応はどうする、どのようなマニュアルがあるのか、事故発生時の安全管理はだれがどうするのか、事故をどのような扱いにするのか、当然検討していかなければならない。これは自己責任と表裏一帯の部分であると思う。

(座長)

後の方のどうするかというのは心得に入るようなものではない。それは別に平行にして考えておかなければならないし、まさに重要な問題と思う。ただここでの自己責任というものをどう定義づけるか、定義として書くかというのは難しい。「ここで言う」とかにしておいた方が良いと思う。カッコ書きでもどこかに書いといた方が良いと思う。

他にいかがか。利用の心得試行版をどのように動かすか、諸々問題があるのだから出来るだけ早く試行版を作らなければならない。ご意見をいくつか貰ったがまだあると思う。これは出来るだけ早く事務局でまとめて、また作業部会と言うもののこの人数では議論にならない。しかるべくメンバーを集めて具体的な意見をいただいてそれを出来るだけ早くまとめる方向にもっていくのはどうか。宜しいか。

先程説明があったが、こんなに長いのは正直言って読まない。これを是非読んで欲しい人には勿論配るし、ベースとしてはこれを見て貰わないと困るが、簡略版、リーフレットがいるのでは。それをできるだけ広く配布するという事になる。誰に、どのようにして配るか、いつ配るか、どうやって読んでもらうのか、を平行して考えなければいけない。足りないとか、置いといても誰も読まないという問題が出てくるので、ガイド屋や山岳会、遊漁船組合などに置いておく事になると思うし、他に個人旅行で入ってくる人もいるのでレンタカー屋とか、バスで来る人達に対してはツアー会社やエージェントの所に。読まない人も出てくると思うので、出来るだけ読ませるという工夫も含めて考えて早急に検討するという事で。実際の試行版をつくる事で。

(森林管理局)

2ページの「なお、現に利用によって悪影響が生じている地域・・・立ち入りをお控え下さい」ここが自肅要請に係る部分と思うが、これだと限定要求である事が前提と思うが、一般の方がこれ以外は入って良いのかと誤解を受ける感じがする。表現を工夫してもらいたい。それと12ページ～13ページに線が引いてあるが、一方で前の方では危険箇所の情報は削除されていない。なぜここが削除されたのか、現状に関する情報が必要では。

(事務局)

前段に書いてあるのは危険箇所を表示している。今回削除した場所は野営可能であるという利用の為の情報を書いてある所で、前回の議論で非常に何処もかしこも基本的に危ない。利用するにあたってはヒグマの生息地であって危ないと指摘があったので、行政側としては野営できるとは書ける状況ではない。ここはまさに自己責任の範囲で自分で探してもらわなければならない。利用適地とか利用推奨地

という言葉を使っているので今回削除した。通過するには危険である場所とか部分的な所は明記して、利用上の危険性は避けるようにした。

(座長) 他にいかがか。

(小林委員) 野営指定地と言わないまでも先端部については希少な植生等があって、保護政策がとられているが一般の方はなかなか解らない、踏みつける場合もあるだろう。野営指定地と言わないで植生保護の為に指導する、岬は利用の集中が想定される所なので植生保護の為にこの場所は入らないで、と表記が必要では。危険性の問題ではなく植生保護の為にという観点から必要では。

(事務局) 岬については5ページ、ウ・④に知床岬の野営についてのポイントは入れている。

(ウトロ漁協) 羅臼側の河口部におけるサケ・マスの関係だが、ウトロ側では河川海域についてはほとんど遊漁船あっても実際はこのような事はやってない。逆に漁協側にすればテツパンベツ川を行政に保護水域にと、お願いを継続している。それは資源保護の一つ中に入っているが、会議になるとサケ・マスを溯上させてヒグマ、猛禽類の餌にしたらと、それでダムを撤去した経過があるが、ここでは公然として認めている。かたや色々な保護の観点から溯上させるとなっている。世界遺産になってから、かたやでは良くてかたやでは努力目標にと。ウトロ側の河口についてはやってもらっては困る。なぜかという海洋レジャーとして秋サケのライセンスを認めている。さらに河口部における釣りは漁協からすれば論外である。

この文言にある様に当面の間は認める、ウトロ側から出てきたらこれも利用ルールがあれば認めるという事なのか。そういう懸念がされる。

(座長) 心得についてこれからご意見をもらい、できるだけ早くまとめる方向で。ワーキンググループを作った方が良いのでは。この問題はあとで相談する。できるだけ早く具体的なご意見をいただきたい。

〈中央部地区作業部会〉

資料説明 (事務局)

- ◆資料2-1「平成19年度知床半島中央部地区利用適正化実施計画」について
- ◆資料2-2「地元説明会における参加者の意見とその対応」
- ◆資料2-3「平成19年度知床半島中央部地区利用適正化実施計画(案)」

(座長) 今説明があった資料についてのご質問や、ご意見を受け賜りたい。

(知床財団) 全体に関する事で前回は指摘したが、資料2-3の5ページ、「現状ではヒグマの活動が活発な時期…」のところで「ヒグマに関する一応の対策はなされている」となっているが、これは一応とも言えない状況である。対策は色々行われているが、突発的な状況に対する対応が不可能な中で、今出来る範囲の事をやっているという感じで、綱渡りの状態が続いているという事はかわりない。「一応の対策がなされている」は非常に誤解を生む表現である。危機的状況は変わっていないし、これに書くとすれば「ヒグマに関する各種対策はなされているが、突発的な事

故には対応出来ない状況がある」というのが正しい。

(座長) その辺の表現について検討していただければと思う。他にないか。

(中易委員) 「19年度実施計画」という事だが、これは毎年作り変える事になるのか。19年度に実施する政策について策定するとなっているが、一応全体の表の中には20年度以降も書いてある。単年度ごとにやっていく考えなのか。その辺の見通しがあったらお聞きしたい。

(事務局) まず19年度は単年度で策定する。当面の間は単年度で策定していきたいと考えている。と言うのは整理表の方も見て分かるように、まだ検討している所や色々動いている箇所が多く、単年度ごとに整理して動いている部分をどんどん改訂していきたいと考えている。平成19年度の実施計画というものについて、ここで出てくる項目の整理をしている。その整理がある程度なされているので、見直しの作業というのがそれ程大変ではないと考えている。

(事務局) 先程も御説明したが、まだ未確定部分が多いので、現段階で3年先、5年先の計画をたてるのは若干難しい点があったという事で、単年度計画にした。検討事項が段々整理されていけば、恒久的なものあるいは、3年、5年先を見通した長期的な計画に移行する事は出来ると思うが、そういったご意見が検討会の中で出てきた段階で、それに対応していきたいと考えている。当面というのはいつまでもというのではなく、ここ数年は単年度でやろうと考えている。

(座長) 他にいかがか。

(中川委員) 8ページの「3 知床連山地域」だが、(1)に「一定程度の登山技術を有する利用者を対象とし・・・」、また(2)の「上級登山者の利用を想定したコースである旨の情報提供を十分に行い、安易な入山の自粛を指導、促進させる」とあるが、この上級登山者とか一定程度の登山技術を有する利用者とかをどこで線を引くか。これから登山をしようとする自分がどれに入るのか、入らないのか、具体性がないと判断に迷うのではないか。時期的にも、例えば雪渓での滑落がある。これは足回りや登山技術もあるし、一方では雪渓の真中を歩くのは怖いので土を歩いて登山道が洗掘していく、植生が踏み荒されていく事も生じているので、この辺もう少し具体的に判断出来るような形が必要ではないかと思う。

(座長) これは、難しいと思う。当人がそうだとすればそれまで。どう考えたらよいか。

(事務局) 現場に詳しい方を含め、こうすると良いのではないかと御意見があれば伺いたい。

(座長) 今日は山岳会方はいらっしゃらないか。

(斜里山岳会) 最近特に自らベテランを名乗る人が多く、指摘すると逆ギレされる状況があるのでこれは本当に難しい質問である。ただ登山で縦走路の方に行く人又は羅臼岳日帰り登山する人という部分での分け方であれば、まだ理解はされ易いのかという気はする。実際ここにも書いてある通り行程は長い。具体的に羅臼岳自体は標高1,661mと低いので、本州のアルプスを登っている人からすると何だ低いのではないかと問われるが、実は登山口の位置が違うからそのような錯覚に陥るという事であり、具体的な行動時間や標高差と雪渓などの話をに入れてやるだけで若干は視覚的に分かっていたかと思う。

関連して今の話とずれるが、「(1)現状及び基本方針」で、「活火山の硫黄山に

至る知床連山」という部分があり、まるで硫黄山だけが活火山ような表現になっているが、羅臼岳も活火山なので、ここの点修正を御願いたい。

(座長) 上級の表現は検討した方がよい。

(新庄委員) この所で「一定程度の登山技術を有する利用者を対象とし」という文言と「上級登山者の利用を想定したコース」という文言はあえて入れず、これを取っても十分理解していただけるのではないかと読み取ったが。前段の方は「なお、当該地域においては、…基本的には登山者…」と読めるし、「必要な経験と技術を持ち、原始的で…体験を…想定したコースである旨…」と読めるのではないかと、目的はこれで達するのでは。

(中川委員) 縦走という事で一つ危惧するのは一般の登山者、初心者の多い羅臼岳の登山で、かなり遅くまで雪渓が残って、そこを歩くなり、急に溶けた道を歩き植生が踏まれたりする状況があるので、時期的にこういう場所ですよと具体的な情報提供を含めて線引きようなものは必要ではないか。そうすれば初心者がどんどん入りこみにくくなる。

(座長) 情報提供の方が重要かもしれない。北海道全体にいえるのかもしれないが、標高を本州からの人だと結構勘違いしていて、本州の人だと 2,000m だと考えて気象状況、気温それぞれ判断してしまう。それは情報の中に入ると思うが、十分な情報を与えるという事で新庄さんの言ったように、取ってしまって、中途半端に上級者と書かない方が良いかも知れない。

宜しいか、そう言う事で。他にいかがか。

(斜里観光協会) 検討事項一覧表迄行っても宜しいか。全体の一覧表からするとだいぶ内容が変わってきているように思い、見過したらいけないので。2-3の五湖地域だが、平成19年度マイカー規制導入の検討で今回試験施行が入ったのではないかと思うが、以前から入っていたか。

(事務局) 前から記載している。もし上手くいけばという事なので可能性として記載していると考えていただきたい。

(斜里観光協会) 今年度中に検討が相当行われてという状況の中で、19年度の検討で具体的にどのようなスケジュール的なものが考えられるのか、ちょっと想定しにくい。

(事務局) 具体的にはマイカー規制協議会があるので、そちらの方で今後検討していくというような話になっているので、そこで詰めていかないといけない。

(斜里観光協会) やると言う事ではなく、検討があくまで前提だという事でよい。それから高架木道の部分あるいはフィールドハウスの件だが、備考欄に「既存周回歩道利用コントロールの実施が前提」と書いてあり、これはまったく新しい文言だと思うが、これは前回もお話したかと思うが、高架木道が新しくできて、非常にお客さんの動きが変わり、また評価もあったかと思うが、基本的には私達としてはやる事はやっていただきたいと思っている。それは既存周回歩道、地上遊歩道の動きというのは、高架木道の動きと相関関係になる。「コントロールの実施が前提」と書いてある訳で、コントロールの内容そのものが実は高架木道ができる事によって変わると言う事が、十分考えられる。その意味で出来れば「利用コントロールの実施が前提」ということではなく、積極的に高架木道についての検討を進めてやっていただきたいと思っている。

- (事務局) まず資料 2-3 別添の備考欄についてだが、前の段階からこのような※印をつけて「利用コントロールの実施が前提」と書かせていただいている。本体の 5 ページにも書いてあり、囲みの所にもあるが、「段階的な「既存歩道全区間の利用コントロール」と「新たなルート・施設の整備」、5 ページの下の方にも書いているが、これまでの検討の経緯を含めて「既存歩道の利用コントロールを前提とした形で高架木道の延長並びにフィールドハウスの設置に係る検討を行う」と書かせていただいている。これまでいろんな段階でいろいろな検討がされてきており、その経緯をきちんとふまえた上でこういった記述にさせていただいている。
- (斜里観光協会) 地元で検討会議というか勉強会があるが、現実問題としてこの場で地上遊歩道のコントロールについて言及された事が一度も無い。どうも現場に依存しすぎているのではないかという意識が非常にあって、私達が地元でやっても環境省さん側から不可能とでると、私達の協議している事が何も意味をなさないものになる。出来ればここら辺も前から話しているように、五湖の利用というような知床の中で非常に大事なことであり、この利用の有り方について、エコツーリズム推進協議会ではガイドラインというものとして今進めようとしているが、出来ればそのレベルでのワーキングみたいなものも作っていただいて、私達も中に入れてくれたらと思うているのが、それはどうか。
- (事務局) 我々も知床五湖という場所についてはまさに知床を代表する場所だと認識しており、検討順位の優先度は高いと思っている。19 年度色々検討していくけれども長々と議論して行く訳にはいかないと考えており、具体的にどのようなやり方が効率良く、どうすれば一番効果的に検討出来るのかという事を踏まえて、検討の仕方も考えたいと思う。その時に地元の方のお力も御借りする事もあると思うので宜しく御願いたい。
- (知床観光協会) その件は結構だ。「木道の延長施工→供用」というのは 20 年頃に春からやって秋には使えるという考え方か。
- (事務局) この表については平成 20 年度以降の想定という事なので 20 年からという意味ではなく、20 年度以降という意味で書かせていただいた。
- (座長) 他にいかがか。
- (道警) 資料 2-3 の 7 ページ、「3)路上駐車対策」で「標識や車道路肩への柵またはロープの設置を行う」という部分と 2-3 別添の路上対策・19 年度計画の中に違法駐車取り締まり啓発とあるが、現実的には羅臼湖の入り口から羅臼湖まで片道歩いて 1 時間 45 分、往復だと 3 時間半近くになる。その間に車を停めて戻ってくる、その停めた車の跡を見てまた別の車が停まっていると考えると、事前に取り締まりという部分を警察的に考えると、朝から晩まで人員を配置しなければならない、という部分につながってくる。別な部分から考えると事前に駐車対策に対して、旅行者に対する事前広報、その他の方策を検討していただきたい。それとできれば週末または旅行繁忙期における警備員配置による駐車規制について検討できないものかと考えているが、いかがか。
- (座長) これは駐車させるという意味ではなく、させないという意味か。
- (道警) その通りです。皆さんご存知かと思うが羅臼湖の入り口、ウトロ側から行くと右カーブ終わってすぐの所の左側に入り口があり、そこから先 150m 位で左カーブに

なるような区間なので、実質的にも駐車出来るような状況ではないのだが、やはり週末その他には若干の駐車車両が見られる。人間の特性として一台でも車があれば止められるのではないかという感覚を持つのがドライバーなので、そういう部分に対応するという事で、最初の一台を止めさせないのが一番重要だが、常時出来る訳ではないと思うので最低でも週末、祝祭日、観光客の集中する特定の期間に対して自主体制というものがないのか、またホームページ等、各ホテルとかに羅臼湖に行く途中については駐車できませんという部分の広報体制も必要なのではと考えているがいかがか。

(新庄委員) まったく素人の質問で失礼と思うが、最近ダウントウンの方で民間の方に委託して、明確だったら写真を撮って、ペタッと貼ったらもう現行犯のようにして捕まえられる。郊外でも駐車違反の所で車を停めて用を足していたら捕まってお金を払ったという友達もいるが、そのようにして取り締まる事は出来ないか。

(道警) 民間委託の部分については、民間委託の予算額があるので現在の所では18年度は札幌市内の部分しかない。19年度、函館方面や旭川方面など各大規模警察署に範囲が広がってくるが、どちらにしても一時的な目標というのは羅臼の部分でいくと、停まる事によって交通上の危険が生じるという部分なので、最初の段階で停まる車を無くすという部分、取り締まりではなく停める車を無くす所に目的がある。そういう部分においてそれなりの事を警察、行政が取り締まれば良いのではないかなとなるが、現実に入ってしまった人間を連れ戻すにしても通信手段がない訳であり、出てくるまで待っていなければならない。いろんな資料を見たが羅臼湖まで達するのに1時間45分と書いてある資料があったので、ゆっくり見ないでただ行って確認して戻ってくるだけでも3時間半近い時間を要する。その間に二台目三台目という車が現れる可能性がある。三台四台と増えてくるとどうしても片側の車線が埋まってしまう形になり、交通上の危険というのは特に直線部分というよりもカーブも複合している所なのでそういう部分の危険な状態を作らせない為にも、何らかの方法は出来ないものかなというご相談だが。

(座長) 良い知恵が出ない。むしろ教えていただきたいくらいだ。これはどこでもある事だと思うが、環境省に聞いても到底返事ができない事だと思う。

(道警) 一般的には民間ではガードマンを配置して停まろうとする車を誘導するとか。

(座長) 例えば土曜日曜など混み合う時か。

(道警) それとある程度広報媒体とか旅行関係機関に、その地区について車は停まれません、そういうことも考えてみた方が宜しいのではないか。

(座長) さしあたってはまず周知徹底によるほかない。あるいは注意喚起。確かに誰か配置するというのは有効だろうと思うが、お金がかかることであり誰かどこで担当するのかという問題も出てくる。検討事項という事にしたい。他にいかがか。

(ウトロ協) 先程の知床五湖の既存歩道のコントロール検討の話だが、来年からどういう議論の仕方をするかも含めてご提案したい。利用ルールを検討する時、地元も入って検討するという事だが、今まで60万人使っていた所を来年から数千人しか入れないという事には中々ならないと思うので、少し中長期的な段階的な計画を是非されるような議論の進め方をしていただきたい。また安全対策も色々あると思うので、それらの対策の仕方など含めて議論の中でしていただくという事、来年以

降是非お願いしたい。

(座長) それは来年以降にしたい。今ここで議論しているのは 19 年度の案なので、それを踏まえてという事にさせていただいて、ここの中には含まれないかもしれない。

他にいかがか。

一応御意見受け賜わって、記述表現の見直しなど、そういう事を考え直していただいて、資料 2-3 による実施計画(案)を一応採るという事で宜しいか。今の御意見を伺って、資料 2-3 の別添の表では今回はこれで結構と思うが、実施なのか検討なのか全部入っているのちょっと見づらい。実施する所を、例えば網掛けにして分かり易くしていただくと、良いのではないか。

資料説明 (事務局)

◆資料2-4「利用者マップ素案」

(座長) ご質問なりご意見ありましたら。

(知床財団) いつも疑問に思う事であるが、こういうものは色々な広報活動にも通じると思うので、誰を対象に、何時、どこで、どのように配布して何の効果を得るかその辺を明確にしておかないと、はい作りました、事業はやりました、これでおしまいとなりがちと思う。これについてどうか。

(座長) それは大事な事です。まずターゲット、主にどのような人を考えているのか。

(事務局) 今回資料としてつけていないが、利用者マップ作る時の考え方をまとめたデータを前回だしていたと考えている。その時の簡単なおさらいだが、利用者マップで A-3 版裏表にしているのは、ガイドブックは色々あるが、地形図があれば全てがわかるので個人的に魅力ですし、幅広い人に配るため、そこそこに読みごたえのあるものも重要かと思っている。知床を訪れた人に対して、例えば今回羅臼湖に行かなくてもこういったものを配るなりして、次に来ってもらうときに参考にしてもらうものであれば。

(座長) これを知床財団に売ったらどうか。

(知床財団) 今言われた事は意味がないとは言わないが、例えば知床自然センターに置いてもその効果のほどは非常に疑問。あそこを通過する人の数は五湖全体の利用者中でそれほど多くないし、例えば観光客ですとこれは一日や二日でなくなる。五湖に行く人の何割かを目途に、それだけ印刷するのか。五湖に行った人が目を通して学んでもらうのが一番ベストだと思うが、それに近づけていくにはどうしたら良いか、作るからには広報戦略を十分に練る必要がある。

(新庄委員) 私達が色々な所に行く時、最近問合わせをしてそこにあるマップを送ってくれませんかと言うのが多い。全国からくるのでその時にこれを送ろうかと。最近若い人に限らず出かける所のマップをインターネットでダウンロードしプリントアウトしてそれを持って行く方もいる。これもホームページにアップして提供できる。

(事務局) そのつもり。

(小川委員) せっかく作るのであれば、多くの人に見てもらおう点で見るとかなり改善点があると思う。字が小さい。明るい所でようやく見えるものだと困るので、もう少し字数を

整理して大きくしてもらいたい。それと強調したい所がゴシックになっているが見出しの所もゴシックになっていて紛らわしい。強調したい意味が薄れてしまうので見出しの所を色付けにするなど、要するにデザインの問題で考える必要がある。私は五湖でいえばヒグマの部分が一番重要な部分であると思うが、分散してしまっているような気がする。一番致命的なのはこういう状態を見た時は「5.ヒグマ対策」がこちらの方に分かれてしまうのですね。これは分かれないうにすべき。利用者は何時このような状態で見るとは限らない。広げてしまうと離ればなれになってしまい続きがどこかわからないので、これはばらさないで欲しい。それと写真が小さい。よく見ないとわからないような写真は使わないほうがいい。改善する所はあるので知恵を絞って欲しい。

(中川委員) 知床五湖の重要なのは一部が開拓地だった、人手が入っていた事で、「これはかつて人々が入植した名残」とあるが具体的にいつからいつまでか、「一湖にはフナが放流され、現在でも生息しています」フナは外来種。放流を禁止している中で「一湖にはフナが放流される」という表現ではなく、「開拓当時」とかきちんとした表現が必要では。放流されたフナを歴史的遺産としてこのままにしておくのか、外来種として排除していくのか議論があると思うが、それらを踏まえて疑問をもたれないような表現が重要かと思う。

(座長) 改善した方が良いだろう、記述も直した方が良く、ご意見があった。これは環境省としてもこれだけの事はできるだけしたい、という考え方はわかるように思うが効果的に書かないと意味がない。

(斜里観光協会) 何部作るのか。

(座長) 何部作っていつだす予定なのか。

(事務局) 配布時期は来年度シーズンが始まる頃には恥ずかしくないものにして配ってきたい。部数についてはチラシは2万部作成した。数についてはまだわからないが、できるだけ多くの人にお知らせできるようにしたい。

(羅臼町) 前回の会議では5月発行になっているが。

(斜里観光協会) なにを作るかによって対象が決まってくる。色々な項目があってクマに対する危険の問題とか、マナーの問題、楽しみ方の問題があり、お客に対してなるべく沢山の人の人にいきわたるには、これだけでは足りない気がする。

(座長) これだけでは足りないというのは記述の事か。

(斜里観光協会) 2万部という事。時によって混雑を緩和する為のチラシを沢山作らなければならないという事になってくると思う。これは出来物として非常に良いので、あるいはお金を出してもいいのかと思うが、2万部では周知には程遠い。

(座長) もっと作れと言ってもお金がないかも知れない。

(知床財団) 最近来る人はホームページで調べてくる人が多いから、関係する所のホームページでここにリンクすれば手に入ります、という形でもっていけば相当効果が上がるのでは。

(新庄委員) もう一回検討しないか。せっかくお金をかけるなら。実際に使う時に地形図として見たいなら写真が邪魔になったり、知床五湖の方だったら道順を教えているのか、見所を教えているのか、注意事項を教えているのか、あれもこれも沢山入っている。これは知床五湖を知っている人は使える。こちらの方は羅臼湖

がどこにあるかという地図まで付いている。この2枚は裏表パターンが似ているのでシリーズ物だが説明の中身が必ずしも統一されていなかったり、フォーマットが統一されていない。大きさも、折り方もこうしたのは知床のこれから出す物とか、北海道の国立公園全部をこのパターンでいきますとか。阿寒国立公園もこれに似たような物が出ていたような気がする。この折り方で。もう少しターゲットを絞って、伝えたいものを絞ってやった方が使って貰えると思う。これを欲しがっている人はいると思う。私がお客さん連れて五湖に行ったときにこれを先に渡すと非常に有効ですし、羅臼湖の情報は余りないので、これは非常に丁寧で有効だと思う。またどこにいけば手に入るのかというのを是非欲しい。ある所にいけば東になってあるが、欲しい所、例えば市役所に行っても手に入らないとか、観光の場所に行っても手に入らない事があるので戦略を早めにした方が良いのでは。

(座長) せっかくだから良い物作りしたい、効果的かというとのは大体一致している意見。なるべく早く出したいという意向はわかるがその辺り、新庄さんが言ったようにシリーズ的に継続するような形、文字の大きさも色々違う等デザインも含めてもう一度今のご意見入れて直す所は直してもらおう事。

(事務局) デザインについては絶対直したいと思っている。特に利用適正化と係わっていくという事で見えてきたかったのは、項目としてこの地域はこういったものが必要であると言ったご意見聞けたのでそれをふまえて。デザインについてはまだまだと思っている。

(座長) 宜しければこの議論はここまで。

〈利用適正化検討会議〉

資料説明 (事務局)

◆参考資料4 「知床エコツーリズム推進モデル事業平成18年度事業報告」

(座長) 知床エコツーリズム推進モデル事業の報告ですが何か質問でも。

(新庄委員) 3年間の取組みを興味深く見守らせていただいたのでこれから期待したいと思う。一つ教えてほしいのだが、私どもの課題として抱えているのは現在はあるマスツーリズムと環境省が中心に提言しているエコツーリズムという二つの形態のツーリズムの連携、どのように協力し合っていけば良いか、分かち合っていけば良いか、非常に大きな課題になっている。知床国立公園での今までで行われているマスツーリズム、団体ツーリズムとエコツーリズムとの連携の経験などあれば、教えていただければ非常に有難い。

(知床財団) 知床の場合はマスツーリズム、団体型のツアーの中に一部遊歩道を歩く一時間、二時間の間だけ地元の自然ガイドが付いてエコツーリズム的な要素、お客様に対して直接ルールやマナーを伝えつつお客様にも楽しんでいただくような、そういうスタイルが既に定着しているが、それでも私達どもの調査ですと知床に来るお客様の内、実際に自然ガイドが付く割合は一割程度。それを広げて進めてい

きたいと思っています。今は一部のマストゥールズムだけに自然ガイドが付いている状況ですが、だんだんお客様に対する手法が変化してきて、マストゥールズムの中でも、例えば三泊位の中で常にガイドがついているツアーとか少し特化した商品が出てきているので、そのような形でマストゥールズムを環境が損なわれないような形で誘導して行く取組みが、今後必要だと思っている。

(小川委員)

新庄さんからマストゥールズムの話がでましたが、層雲峡で研修会があり色々議論している中で出てきたのは、マストゥールズム[*]ポストゥールズムを新たにやる難しさ、かなり異質な物だと思う。これはマニュアルがある訳ではないし、地道にこれからつくりあげていく以外ない。私の幾つか係わっている中で言うと、ポストゥールズムのない所で新たにやる方がずっとやり易い。既成がないので白いキャンバスに好き勝手に描ける。知床はそういう意味で私が見る所、非常にやりづらい所かと思う。地元でどういうふうを意識するか。

私がこの中で感心したのは11ページで「エコロジガイドライン」。つまり旅行者、旅行会社だけにエコツアーのセンスを求めるのではなく、宿泊施設自体が変わっていく必要があるのではないかという凄く大事な視点だと思う。更に言えばもっと地域、ウトロなり羅臼が環境に配慮した場所が変わっていくということ。

環境省に伺いたいのだが、宿泊施設を省エネタイプに変えていく事をした場合、融資制度とか地元の利益になるような仕組みというのは考えているのでしょうか、あるいは常に有るのでしょうか。

(事務局)

詳しくは承知していませんが、個々に技術的なものとか、技術開発とかそういうものがあるのだが、太陽光発電の普及が終わったあと、まとめてソーラー作戦という事業ある。学校に着目して、学校のエコ改修をやっている。黒松内中学校が道内に1校あるのですが、学校は地域の中核モデルですから壊さないで矩体をそのままにしてエコ改修を行って、地域の方々とみんなで考えて作っていくという事をやり、地域の人たちが技術を身につける、という直接ではなく間接的にアピールをするような事を全国で行っている。直接的なものは、太陽光発電などはかなり一般化したので打ち切られてしまっている。おそらく融資でやる制度は自治体とかで独自で持っているものは有るのではないかと思う。もう少し調べてみる。

あと知床森林センターからの報告が有ります。

(森林センター)

林野庁北海道森林管理局の19年度の取組みについての紹介で、特に資料等有りません。口頭での報告となりますが一部報道でご覧になった方もいると思うが、19年度から林野庁北海道森林管理局の方で「知床における自然の森づくりモデル共同事業」を始める予定である。内容は知床遺産区域、その周辺、人工林含めて多くの森林があるという事で、それら森林を例えば、人工林の自然林化を促進するとか、野生生物に配慮した森にしていくとか、そのような取組みをボランティア、NPO、企業を取り込んで進めていきたい。全国的にも知名度を誇る知床において、そういった取組みがモデル的に行われる事で国民参加の森づくりといった事が非常に意義があり、19年度の検討を始めようとしている。遺産区域、国立公園内に限らず外も、という事なのでまだまだ抽象的な話ばかりで具体的な検討もこれからの部分もあるが、本日ご出席している皆様においては、検

討進める上で色々ご相談、アドバイスいただく機会があるかもしれないし、その時には宜しく御願いたく、またこういった機会を通じて報告したいと思っている。

(座長) 他にいかがか。

(中川委員) 保護の事で、先端部の部分で先程提案ありました「利用の心得」の中の具体的な中身はまだ色々ある。今後どういった形でやるか、集まりをもつのか、メールなどで提案するのか、その辺は。

(座長) まだ何も決めていない。いただいたご意見を整理してレベルアップをして、その段階で全員集まるのは難しいのでメールで連絡する事が有るかもしれないし、何人か集まって貰ってご意見を伺うと、そのような事しか進められないと思う。これだけの人数をまた集めるのは大変だと思う。個別に意見を伺うなりで。

(小林委員) 議論を戻す形で申し訳ないが事業実施計画の表で、これから予算が限られてくる中でなにを重点的に、なにを近々にやっていくのか進めていくべきと思う。先程の議論では19年度だけの話。20年度含めて色々書かれているが、何を優先してやっていくのかそろそろ議論していかないと。何から手を付けなければならぬかという議論をすべきだと思う。

朝からの議論で「利用の心得(試行版)」という事ですね。もう一方の柱である利用の調整、調整地区の指定について、そろそろ具体的に動かす必要があるのでは。先程耳にしましたけど大台ヶ原の利用調整地区導入も決まって動かし始めたという話を聞いて、知床もかなり議論を続けてきているし、既に利用調整に関する現場での外堀が大体埋まってきている。とすればもう一方の柱である利用の調整について出来る所から具体的に議論をしていく必要があるのでは。

環境省方で今どの程度の段階まで利用調整地区の導入について検討が進んでいるのか、できれば教えてくれたら大変ありがたい。

(事務局) 利用調整地区ですが大台ヶ原は奈良県の上北山村、下北山村の辺りで一部に環境省の所管地があり、一帯的に利用調整地区を指定する事になり、例えば人数制限をどういった形でやるか、大台ヶ原の場合は4月～11月末迄コントロールし、他は人が少ないので規制をかけないと検討され、そういった議論が具体的に進んでいる。検討が始まっていたのは知床の方が先だが、非常に難しい課題があるので知床の議論は調整地区の指定という形では、まだ具体的に進んでいない部分があるが、調整地区の指定によってコントロールしていくべき内容の洗い出しはかなりの部分で進んでいると思うので、環境省としてはできるだけ早い段階で「利用の心得」を施行し、一方では「利用の調整」を早急に具体化していく前提で進めている所で、必要な調整を早急にして法律基づくさまざまな手続きという所に具体的に入っていきたいと考えている。大台ヶ原の例も参考にしながらこれまで指摘されてきた事、目指すべき方向の中で制度的に対応できる部分と対応できない部分をちゃんと整理していかなければならないといけないと考えており、今事務的に作業に取りかかっている所である。

(座長) 先行している例、何かまとまった物を幾つか紹介してくれれば、お互いに役に立つのでは。これで全て良いか。

(事務局) もう一件報告事項としてビジターセンターを紹介します。羅臼ビジターセンターは現在建築している所で、建物は完成しており今は中の展示物を整理している。

規模は現在 300 m² 少しだが、今度は 700 m² と約二倍になり、340 m² 位が共用部分になり中には展示室、写真展など開催できる特別展示室、会議に使えるレクチャールーム、そこでは定期的に地元のカメラマンが撮った映像等がながせるようなものにしたい。建物の施設的な特徴としては壁がコンクリート打ち放し、照明が凝っていたりして今までにないビジターセンターになっている。一番大きな特徴は日本一大きいカウンターを持つ所で、これは世界遺産、国立公園としての窓口を意識してつくり、展示物は職員が随時替えられる可変的なものになっている。機能としては世界遺産、国立公園の意義を伝える、自然情報やマナーの説明、実際職員がレクチャーをしたり出来るように色々考えており、管理運営は羅臼町、知床財団、環境省で連携しながらやっていく。場所は現在のビジターセンターからウトロ方面に 500m 程上がった、熊の湯に更に近づいた間歇泉の入り口の所。時期は詳しくは未定だが五月中旬頃オープン予定。既存のビジターセンターは、世界遺産の調査研究の拠点として活用できないかという事で、宿泊機能の拡充と調査研究の拠点で、現場の構想だが動物の解体場、一時収容動物の保護のためのゲージ、冷凍室を作るなど、今ビジターセンターにいる研究者に意見を聞きながら整理している所である。

(座長) これで終了して良いか。

(小林委員) 景観法が昨年できて、道の景観条例もできた。ビジターセンターが立ち上がって、これから利用の適正化計画の中で色々な建物を考えている、知床における公共建築、デザインの在り方で個別にバラバラに建ててよいのか考える時期にきていると思う。国も道も景観整備をしてきて、その中で知床にふさわしい公共建築の在り方を環境省で検討していただきたい。

閉会